

オイレスグループ 人権方針

オイレスグループは、トライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑）を極め、経営方針のもと、人々の暮らしに安全・安心、快適を与えると同時に環境保全に対応した製品を作り、社会課題の解決に貢献します。私たちは企業活動を通じて、すべてのステークホルダーの人権を尊重し、常に人権が尊重される社会の実現を目指します。

企業責任

私たちは、人権尊重が企業としての責任であり、個人の人権や個性が尊重される環境づくりが、社会から求められているものと理解しています。この責任を、オイレスグループ全ての役員と従業員、サプライヤー、全てのビジネスパートナーに対して求めます。もし人権が侵害されるようなことがあれば、適切に対処します。

私たちの人権方針は、以下の国際規範に依拠しています。

- ・ 国際連合「国際人権章典」
- ・ 国際労働機関「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」
- ・ 国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」

責任の遂行

- ・ 私たちは、人種、民族、性別、言語、宗教、政治的及びその他の意見、国籍または社会的出自、財産、出生、職種、雇用形態等のいかなる事由によるあらゆる差別を禁止します。
- ・ 最低賃金・生活賃金を上回る適切な賃金の支払い、適正な労働時間の管理をおこないます。
- ・ どのような形態の人身取引を含む奴隷労働や強制労働、児童労働も認めません。
そのために、人権デュー・ディリジェンスの実施およびその監視・評価・見直しをおこないます。
- ・ 人権侵害に関する苦情を受け取り、解決する仕組みを確立します。
- ・ 私たちの企業活動が直接または間接に人権侵害をした場合は、直ちに是正かつ救済に取り組みます。
- ・ 拠点のある国や地域において、現地の法律および規制を遵守し、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際的な人権の原則を尊重します。
- ・ この基本方針が、グループ全体に浸透・定着するよう、必要な教育、啓発をおこないます。
- ・ 人権に対する潜在的および実際の影響について、関連するステークホルダーと対話、協議をおこないます。

2017年 9月1日制定

2025年10月1日改定

代表取締役社長

坂入 良和